

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層 別 基 準		調査区の層符号	
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010	
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満 30%以上	021	022
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が		031	032
平成17年国勢調査調査区 換算世帯数が16以上の調査区	3階住建ての以上世帯数の共同	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
	90%以上	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	
		その他の調査区	
	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
		民営借家に居住の世帯数が65%以上の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
		持ち家に居住の世帯数が80%以上の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	
		30%未満 30%以上	
		その他の調査区で, 65歳以上親族のいる一般世带割合が	
		30%未満 30%以上	

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号が若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 +  $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$